

精神障害者への医療費助成及び交通運賃割引に関する大阪府への要望書

2015 年 月 日

大阪府知事
松井一郎様

公益社団法人 大阪府精神障害者家族会連合会
住所 大阪市中央区法円坂1-1-35
会長 倉町公之

趣旨（要旨）

1993年（平成5年）に障害者基本法により、精神障害者が障害者福祉の対象として位置づけられ、身体障害者や知的障害者と同水準の福祉施策を整備する根拠が与えられました。しかし、その後も、障害者福祉において多くの障害者間の格差は解消されていません。

昨年、次の2項目について大阪府議会に請願し、全会一致で採択されました。

今回、署名を添えて再度要望致します。

1. 重度障害者の医療費助成

身体障害者及び知的障害者の重度障害者については、全ての医療費が助成の対象となっています。精神障害者については、精神科の通院医療以外の診療科目については助成の対象にはなっていません、重度障害者の医療費助成が適用されるよう要望いたします。

2. 公共交通機関の運賃割引等

身体障害者及び知的障害者については、JR、民営鉄道、バス、航空機等の運賃、高速道路の通行料金などが割引の対象となっています。精神障害者については、大阪市営交通、高槻市営バスの運賃以外は、割引の対象にはなっていません、運賃割引等が実施されるよう、国土交通省、JR、関西大手民鉄等に要望して頂きたいと願いたします。

氏名	住所	募金
	大阪府	円
	大阪府	円
	大阪府	円
	大阪府	円
	大阪府	円

精神障害者に医療費助成を！多い無年金者・低い所得

～大家連アンケート調査結果から～

精神障がい者については、精神科の通院医療以外の診療科目については助成の対象にはなっていない。

大阪府精神障害者家族会連合会(大家連)が実施したアンケート調査(2011年)の結果にも、診療費の負担から受診を控えるなど経済的に苦しい状況が浮き彫りになっています。診療控えによる病気の進行、健康破壊は深刻！

<届けたい 痛切な願い>

調査対象530名

◆繰り返す入院費には助成はなく、月に10万以上の負担になっています。

1か月平均の精神科医療費

～2千	3-5千	6-1万	1-3万	4-5万	6-9万	10万以上	負担なし
14	27	33	28	24	24	15	365

◆入院中と通院中の診療科別人数

入院	精神科 通院	(内)	(歯)	(整)	(外)	(その他)	無記入	未受診
59	463	61	64	23	9	24	2	9

◇内科、歯科受信が多いが、一方で3割負担のため受診抑制の実態がある。

特に歯科は医療費が多額となる。冬季には風邪に弱く、医師にかかることが多く負担が多い。年金ではとても足りず生活にも影響している。親の負担が多い。

◆合併症の有無と病名

疾病名	人数	疾病名	人数
糖尿病	17	アトピー	3
高脂血症	5	歯疾患	3
肝臓疾患	5	腰痛	3
高血圧	4	その他	26
甲状腺疾患	3	合計	69

◆精神科以外の1か月の医療費

2千円未満	3-5千円未満	6千-1万円未満	1-3万円未満	3-5万円未満	5万円以上	不明
23	28	48	24	5	12	1

◇精神科以外の合併症の医療費が月1万を超える人が41名もいる。

◇経済的理由から医療にかかりにくかった(52名)、医療費の支払いで困ったことがある(76名)